

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地															
吉川福祉専門学校		昭和59年6月15日		久田 晴實		〒342-0041 埼玉県吉川市保1-23-14 (電話) 048-984-4701															
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地															
学校法人ワタナベ学園		昭和44年2月7日		美入 昌男		〒342-0041 埼玉県吉川市保1-21-7 (電話) 048-981-0611															
分野	認定課程名		認定学科名			専門士		高度専門士													
教育・社会福祉	専門課程		介護福祉科			平成22年文部科学省 告示第152号		—													
学科の目的	本校は、これからの超高齢社会において必要とされる福祉・介護ニーズに対応しうる質の高い専門的技能、知識及び実践力を兼ね備えた専門職業人を育成し、地域の介護サービスにおいて中心的役割を担える人材として貢献できる者の養成を目的とする。																				
認定年月日	平成28年2月19日																				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時間数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技													
2 年	昼間	2,024時間		638時間	930時間	456時間	0	0													
単位時間																					
生徒総定員		生徒実員		留学生数(生徒実員の内)		専任教員数		兼任教員数													
80人		56人		4人		4人		14人													
80人	56人		4人		4人		18人														
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日			成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 教科目概要(シラバス)に記載された評価内容・方法のとおり、各授業科目の学修成果の評価を行い、これに基づき、履修認定をする。 評価基準は、S・A・B・C・Dの5段階に分け、90点以上をS、80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、60点未満をDとし、C以上を合格とする。 認定に必要な出席時間数は、学則に定める授業科目毎に授業時間数の3分の2以上とする。ただし、介護実習については、授業時間数の5分の4以上とする。 なお、学生には、あらかじめ成績評価の基準を学生ハンドブックによって示している。															
長期休み	■夏期:施設実習があることから学生には後日掲示 ■冬期:12月25日～1月7日 ■春期:施設実習があることから学生には後日掲示			卒業・進級条件		卒業条件:教育課程に規定されたすべての科目において合格基準を満たし、履修した者。 進級条件:教育課程に規定された第1学年の各科目において合格基準を満たし、履修した者。															
学支支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 ・学生相談室の設置 ・担任が主となり休み時間及び放課後等を利用した個別対応 ・面接記録の保管、教員内での情報共有 など			課外活動		■課外活動の種類 ・学校祭(吉福祭)開催 ・子ども大学よしかわ開催 ■サークル活動: 無 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和5年度卒業生に関する令和6年5月1日時点の情報)															
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(令和4年度卒業生) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、居宅サービス事業所、障害者福祉サービス事業所、病院 など ■就職指導内容 ・履歴書の書き方、模擬面接など個別指導 ・求人票の閲覧環境の提供 ・合同就職説明会の開催 など ■卒業生数 28 人 ■就職希望者数 26 人 ■就職者数 26 人 ■就職率 100 % ■卒業生に占める就職者の割合 92.8 % ■その他 ・進学者数: 0人 令和 5 年度卒業生に関する (令和6年5月1日 時点の情報)			主な学修成果(資格・検定等)※3		<table><tr><th>資格・検定名</th><th>種</th><th>受験者数</th><th>合格者数</th></tr><tr><td>介護福祉士</td><td>②</td><td>28人</td><td>28人</td></tr><tr><td>アクティビティ・ワーカー</td><td>③</td><td>4人</td><td>4人</td></tr></table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	②	28人	28人	アクティビティ・ワーカー	③	4人	4人
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																		
介護福祉士	②	28人	28人																		
アクティビティ・ワーカー	③	4人	4人																		
中途退学の現状	■中途退学者 3 名 ■中退率 4.8 % 令和5年4月 1日時点において、在学者62名(令和5年4月 5日入学者を含む) 令和6年3月31日時点において、在学者59名(令和6年3月15日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更等 ■中退防止・中退者支援のための取組 学生支援の一つとして、担任による個別面談を実施している。また、欠席の多い学生やその他問題を抱える学生の情報を全教職員で共有し、保護者等への連絡も行っている。中途退学者防止のため、当該学生の早期発見・早期指導、学習面や心理面、経済面での支援にも努めている。																				

経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度： ☒ 有 ☐ 無 対象：指定校推薦受験者、介護職員初任者研修修了者、スカラシップAO入試の判定結果がAまたはBだった者、大学卒業者、社会人経験者（通算36ヵ月以上）、母子及び父子並びに寡婦家庭の主たる生計維持者 など 入学金15万円または授業料の一部1万円～30万円の減免 ■専門実践教育訓練給付： ☒ 給付対象 ☐ 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価： ☐ 有 ☒ 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 （評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL）
当該学科の ホームページ URL	https://www.yoshikawa-fukushi.ac.jp

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本校では、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直し(平成21年4月)の背景を踏まえて、介護を必要とする幅広い対象者(利用者)に対してより良い介護を提供できる能力を身に付けた、社会で求められている介護福祉士を養成するために、「専門知識」「実践技術」「感性教育」をバランスよく教授するための教育課程の編成を行っている。今後更に企業等との連携により、本校の特色を強く取り入れながら、社会ニーズに合わせた教育課程の編成に取組み、授業内容及び時間数の見直しを進める。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

本校では、学校運営に必要とされる各種委員会の位置付けを学則で規定するとともに、特に教育課程編成委員会規程を規定している。委員会は、専門分野に関する企業等との連携を確保して、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を身に付けた人材を育成するために必要な教育課程を編成するため、企業等の委員からの要請を活かしつつ、授業科目の開設や時間数の見直しを行う組織とする。委員会で審議された授業科目の開設や時間数の見直しは、学則変更の手続きに従い、本学園の理事会の議を経て申請又は届出を行うものとする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年6月28日現在

名 前	所 属	任期	種別
山口剛介	吉川市健康長寿部長寿支援課 課長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	①
阿部慎也	社会福祉法人陽光会 グループホーム・小規模多機能型居宅介護 サンパティオ 施設長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	③
小湊竜一	社会福祉法人平成会 特別養護老人ホーム吉川平成園 事務課長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	③
與儀 忍	社会福祉法人名栗園 高齢者福祉施設やしお苑 副施設長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	③
久田晴實	吉川福祉専門学校 校長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	
鯉沼聡美	吉川福祉専門学校 教務主任	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	
山本晃市	吉川福祉専門学校 事務長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	
田村貴章	吉川福祉専門学校 事務長代理	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年間2回開催 7月、12月(予定)

(開催日時)

第1回 令和5年 7月 14日 10:40～12:10

第2回 令和5年12月 13日 10:40～12:10

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

- (1)令和5度教育課程編成方針及び特色について
- (2)今後の教育課程編成に向けて
- (3)授業内容等の改善及び工夫について

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

介護実習では、学生が授業科目で得た知識・技術を現場体験のなかで一体化して学び、さらに利用者の抱える問題について共感的関係のなかで解決していく方法を学ぶ機会である。また、企業等との連携により、介護現場で実習指導者からの助言を受けながら、個別で対応が変化する介護技術を習得することに専門職業人として育つ大きな意義がある。そこで本校では以下の基本方針に基づき、介護実習を実施している。

1. 個々の生活リズムや個性を理解するという観点から、様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、他職種協働や関係機関との連携を通じて、チームの一員として介護福祉士の役割について理解する学習とする。

2. 個別ケアを行うために、個々の生活リズムや個性を理解し、実習指導者の助言により、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を統合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

(指導の連携)

実習期間中は、介護施設の実習指導者に学生への指導・助言を一任している。学生の実習状況により、実習指導者の判断で実習の中断又は中止されることもある。本校の巡回指導教員は、1週間に1度実習施設を訪問して、学生の実習内容、態度、記録について実習指導者と意見交換を行い、期間中の状況について共通認識の下、巡回指導に当たる。

(評価の連携)

介護施設の実習指導者は、実習内容の理解及び実習態度について介護実習評価票により評価する。総合評価は、介護実習評価票を基準として、本校の巡回指導教員の評価、実習記録、出席状況及び実習生の自己評価等を総合的に判断する。また、修了判定会議において、必要があると認められる場合は、実習指導者の参加を依頼することがある。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な4科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ－①	介護実習Ⅰでは、利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションに実施、他職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことに重点を置いた実習を行う。 特に介護実習Ⅰ－①では、コミュニケーションが比較的可能な老人福祉施設と障害者施設において、対象者(利用者)との人間関係やふれあいを通じて、対象者(利用者)の需要と介護の機能及び施設職員の一般的な役割について学ぶ。	実習施設(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分される実習施設 計70施設
介護実習Ⅰ－②	特に介護実習Ⅰ－②では、 ①重度の生活障害を有する障がい者または高齢者に対して、障害レベルに応じて求められる介護技術の適切な使い方について学ぶ。 ②医療・看護との連携方法と、独自の判断で行ってはならない仕事について学ぶ。	実習施設(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分される実習施設 計70施設
介護実習Ⅰ－③	特に介護実習Ⅰ－③では、 ①訪問介護事業所等において、施設実習と異なる生活体系、家族との関係・支援、自立支援及び保健医療との連携などの特性について学ぶ。 ②個別の介護過程の展開について学ぶ。	実習施設・事業(Ⅰ)に区分される実習施設 計35事業所等
介護実習Ⅱ	介護実習Ⅱでは、約5週間継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価、これを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実施することに重点を置いた実習を行う。	実習施設(Ⅱ)に区分される実習施設 計57施設

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

本校では、教職員の資質向上及び教育方法の改善を図ることを学則に位置付け、組織的な研修等を計画的に行うために、教職員研修・研究推進委員会を設置している。委員会において最新の介護業界のニーズや課題などの情報収集を行い、社会ニーズに応えられる介護福祉士を養成するために必要と考えられる教員自身の知識・技術の修得・向上や、効果的な授業を展開するなかで必要とされる学生に対する指導力等の修得・指導力の向上を目的として、企業等の連携により組織的な研修等を実施する。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

○研修名:「第13回オールケアジャパンコンテスト(AJCC)」

主 催:第13回オールケアジャパンコンテスト実行委員会

日 時:令和5年10月15日(日)

対 象:教員(学生)

内 容:7分野「認知症」「看取り」「食事」「入浴」「排泄」「口腔ケア」「外国人介護士」についての
実技課題に努めた。また特別講演「ICT、介護ロボットの課題と展望」を拝聴した。

②指導力の修得・向上のための研修等

○研修名:「教員・教育担当者養成課程 介護コース 実践報告会」

主 催:神奈川県立保健福祉大学実践教育センター

日 時:令和6年3月21日(木)

対 象:教員

内 容:卒業生からの実践報告と意見交換、また令和5年度課程説明会録画視聴と意見交換。

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:「ハラスメント研修会」

日 時:令和6年8月23日(予定)

対 象:専任教員及び非常勤講師

内 容:ハラスメント対策

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:「 未定 」

日 時:令和7年3月(予定)

対 象:専任教員及び非常勤講師

内 容:医療・介護現場における多職種連携業務の現状と課題について

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

本校では、学校運営に必要とされる各種委員会の位置付けについて学則に規定するとともに、学校関係者評価委員会規程を規定している。本校と密接に関係する委員で構成される委員会において、本校が実施する自己評価項目及び評価結果に対する評価並びに施設見学及び授業参観を参考とした提言・助言により、自己評価結果の客観性・透明性を高め、本校に対する理解促進や連携協力の強化を図る。委員会で審議された指摘事項等は、教育活動その他の学校運営の改善に活かすものとする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目的・育成人材像
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の募集と受入れ
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価結果を踏まえて、学校関係者委員と本校教職員とが課題を共有しHPに公表している。さらに、教職員会議で検討、協議を行い、校長が決裁し改善できるものから随時実施改善する。年度末に次年度へ課題の改善点をまとめ、年度当初時に校長より学校の目標や日々の指導について、学校運営に活用し改善を図り随時推進している。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年6月28日現在

名 前	所 属	任期	種別
阿部慎也	社会福祉法人陽光会 グループホーム・小規模多機能型居宅介護 サンパティオ 施設長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	業界関係者
小淵竜一	社会福祉法人平成会 特別養護老人ホーム吉川平成園 事務課長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	業界関係者
與儀 忍	社会福祉法人名栗園 高齢者福祉施設やしお苑 副施設長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	業界関係者
山岡千賀子	介護福祉科卒業生 社会福祉法人貴親会 憩いの里介護職員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	卒業生
上田誠治	埼玉県立三郷高等学校 校長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	高等学校 校長

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他() ()

URL:<http://www.yoshikawa-fukushi.ac.jp/>

公表時期: 令和5年9月28日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校では、本校と密接に関係する委員で構成される、学校関係者評価委員会及び教育課程編成委員会において審議された結果を公表し、さらには「専門学校における情報提供等への取り組みに関するガイドライン」に対応した基本情報を公表することにより、学校関係者に対して情報提供を実施し、教育活動の理解を広く深めることを図る。また、地域の方に対して学校の教育活動の取組みや地域活動を周知し、介護福祉士養成校としての認知度を高め、地域に根ざした学校運営を目指す。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	(2)学科の教育
(3)教職員	(3)教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)キャリア教育、実践的な職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)教育活動、教育環境
(6)学生の生活支援	(6)学生への生活支援
(7)学生納付金・修学支援	(7)納付金
(8)学校の財務	(8)学校の財務
(9)学校評価	(9)学校評価
(10)国際連携の状況	(10)その他
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法（ホームページ）

URL:<http://www.yoshikawa-fukushi.ac.jp/>

授業科目等の概要

(専門課程 介護福祉科)																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			人間の尊厳と自立	人間の尊厳を福祉のもつ意義から考える。具体的には、生活場面の事例から高齢者や障害を有する人々の尊厳の保持と自立について、介護現場で起こる事例を通して基本となる考え方を学ぶ。個々人の権利としての人権を理解し、利用者の権利侵害の背景や権利擁護、自立のあり方について考える。	1・前	30		○			○			○		
○			人間関係とコミュニケーションⅠ	人間関係の形成と支援関係における人間関係の形成や、対人関係とコミュニケーションを学び、より良い介護が実践できることを学ぶ。	1・前	30		○			○				○	
○			人間関係とコミュニケーションⅡ－①（手話）	障害をもつ人たちと同じ社会に生き、生活するということ、すべての人が社会参加でき平等に情報を得ることについて考える。そのうえで、聴覚障害とはどんな障害か、聴覚障害者の生活とはどのようなものかを理解しつつ、コミュニケーションの手段を学び、日常生活に利用できる手話表現を身につける。	2・前	30			○		○				○	
○			人間関係とコミュニケーションⅡ－②（点字）	視覚障害者の現況と障害特性、生活ニーズと心理および視覚障害者が利用可能なサービスについて解説し、介護の専門職としてのコミュニケーション技術（点字など）を修得する。	2・後	30			○		○				○	
○			チームマネジメント	人材管理、リーダーシップ・フォロワーシップ等、チーム運営の基本を理解する学習とする。	2・後	30		○			○		○			
○			社会の理解Ⅰ－①	社会の理解では、生活の基本機能とライフサイクルの変化及び家族、社会、組織、地域社会の概念を理解する。社会の理解Ⅰ－①では、主に地域社会における生活支援について学び、地域共生社会の実現に向けた制度や施策などを学ぶ。	1・前	30		○			○				○	
○			社会の理解Ⅰ－②	社会の理解では、生活の基本機能とライフサイクルの変化及び家族、社会、組織、地域社会の概念を理解する。社会の理解Ⅰ－②では、主に社会保障制度、社会福祉と介護保険制度について学ぶ。	1・後	30		○			○				○	
○			社会の理解Ⅱ	社会の理解では、生活の基本機能とライフサイクルの変化及び家族、社会、組織、地域社会の概念を理解する。社会の理解Ⅱでは、主に障害者福祉と障害者保健福祉制度や他の介護実践に関連する諸制度にどのようなものがあるかを具体的に学ぶ。	2・前	30		○			○				○	
		○	組織人間関係論	様々な人々と相互に尊重しあいながら人間関係を作る考え方、スキルやツールを学ぶ。人間関係構築場面を実際に演習やロールプレイングで体験し技量を高める。人間関係の調整や人材育成法をチームで企画する文化祭イベントの場面で学ぶ。「多職種連携・チームケア・回想法・遊ビリテーション」等を意識したイベントを企画する。	1・前	30		○			○		○			
○			介護の基本Ⅰ	前期では、介護福祉の基本理念を通して「尊厳の保持、自立支援」等について学び、介護福祉士の活動の場と役割、「社会福祉士及び介護福祉士法」について理解する。後期では、「介護福祉士の倫理」について介護福祉の専門性と倫理を理解し介護福祉士に求められる専門職としての態度を具体的に学ぶ。	1・通	60		○			○				○	
○			介護の基本Ⅱ	前期では、介護を必要とする人の尊厳ある生活を支援する専門職として、基礎となる考え方を学び、「生活ニーズ」や「その人らしさ」を大切にすることを理解する。後期では、サービス提供方法や多職種連携の必要性を学び、利用者の生活の観点から「介護の基本」と「生活支援技術」を関連づけ、基礎的な力を培い、実践力を高めることを目指す。	1・通	60		○			○		○			

○		介護の基本Ⅲ (医療と介護)	在宅介護、施設介護において医療と介護を切り離して支援することはできないこと、介護福祉士として医療について理解することは、医療職と連携し協働するために不可欠であることを学ぶ。	1・前	30		○		○		○		
○		介護の基本Ⅳ (リハビリテーション)	リハビリテーションの考え方とその背景、リハビリテーションの概念、リハビリテーションにおける介護福祉士の役割、関係職種との連携を学び、「自立支援」「尊厳保持」「介護予防」の具体的な実践をイメージできるようにします。	1・後	30		○		○		○		
○		コミュニケーション技術Ⅰ	介護における意義と目的、介護技術とコミュニケーションの関係性について学習する。介護福祉士に求められるさまざまなコミュニケーション技法について理論と事例を組み合わせ学習する。	1・後	30			○		○		○	
○		コミュニケーション技術Ⅱ	コミュニケーション障害を理解し、障害のある利用者への対応の基本をふまえ、利用者の特性に応じたコミュニケーションの実際を学習していく。また介護におけるチームのコミュニケーションをすすめる具体的な方法について学習する。	2・前	30			○		○		○	
○		生活支援技術Ⅰ-① (住居・被服・家庭生活)	生活支援技術論に基づき、対象者に楽しさを引き出す実技・技術を学ぶ。個性性を重視し集団という実技を通じ、対応技術を学ぶ。高齢者に起こりやすい主な事故とその予防の視点を学ぶ	1・後	30			○		○			○
○		生活支援技術Ⅰ-② (住居・被服・栄養調理・家庭生活)	被服生活及び住生活の理解について学ぶ。家庭生活の意義と経営・管理について学ぶ。高齢者及び障害者のための栄養と調理について学ぶ。	2・前	60			○		○			○
○		生活支援技術Ⅱ-①	生活支援と生活支援技術の意義を理解し、自立に向けた「身じたく」「移動」「食事」「入浴」「清潔保持」「排泄」「休息・睡眠」の介護技術について学ぶ。	1・前	30			○		○		○	
○		生活支援技術Ⅱ-②	生活支援と生活支援技術の意義を理解し、自立に向けた「身じたく」「移動」「食事」「入浴」「清潔保持」「排泄」「休息・睡眠」の介護技術について学ぶ。	1・後	60			○		○		○	
○		生活支援技術Ⅱ-③	着脱、清潔保持、食事、排泄、移動、家事、睡眠及び終末期の意義を理解し、利用者の状況に応じた技術について演習を行いながら理解する。また、利用者の状況を考えながら、様々な援助方法を学ぶ。	2・前	60			○		○		○	
○		生活支援技術Ⅲ	尊厳と自立を踏まえた、障害別に合わせた適切な介護技術とは何か理解する。また、ターミナル期における利用者の状態を理解し、全ての生活支援技術の集大成とする。	2・後	60			○		○		○	
○		生活支援技術Ⅳ (アクティビティ・サービス)	「アクティビティ・サービス」が生活の豊かさや利用者の心身と生活の活性化を支援することを理解する。介護現場においてより質の高い「アクティビティ・サービス」を提供できる知識を身に付ける。	2・通	60			○		○			○
○		介護過程Ⅰ-①	利用者一人ひとりに応じた個別ケアを提供するために必要な専門知識を活用した客観的で科学的な思考過程を学ぶ。介護過程の意義と目的を理解し、介護過程の展開方法を学ぶ。	1・前	30			○		○		○	
○		介護過程Ⅰ-②	利用者一人ひとりに応じた個別ケアを提供するために必要な専門知識を活用した客観的で科学的な思考過程を学ぶ。既習した知識・技術を統合して、事例を通して根拠に基づいた生活課題を明確にし、適切な個別援助計画を立案する。	1・後	60			○		○		○	
○		介護過程Ⅱ	利用者一人ひとりに応じた個別ケアを提供するために必要な専門知識を活用した客観的で科学的な思考過程を学ぶ。既習した知識・技術を統合して、事例を通して根拠に基づいた生活課題を明確にし、適切な個別援助計画の立案、実施、評価について学ぶ。	2・前	60			○		○		○	

○		介護総合演習Ⅰ	介護総合演習・介護実習の意義と目的を理解したうえで、介護実習Ⅰ-①および介護実習Ⅰ-②の事前学習ならびに実習終了後の振り返りを行う。	1・通	60			○		○		○		
○		介護総合演習Ⅱ	介護総合演習・介護実習の意義と目的を理解したうえで、介護実習Ⅰ-③および介護実習Ⅱの事前学習ならびに実習終了後の振り返りを行う。	2・前	30			○		○		○		
○		介護総合演習Ⅲ (卒業研究)	介護福祉課程2年間の総仕上げとして、卒業研究を行う。卒業研究は介護実習での個別支援計画の実施結果を介護事例研究としてまとめることにより、学生自ら体験した介護実践を振り返り考察する能力を養う。	2・後	30			○		○		○		
○		介護実習Ⅰ-①	介護実習Ⅰ-① 介護実習Ⅰ-①では、利用者の暮らしの場を知り、介護サービスを利用している様々な人と出会う実習とする。	1・前	80				○		○	○		○
○		介護実習Ⅰ-②	介護実習Ⅰ-②では基本的な介護技術を実践しながら、介護実習Ⅱの介護過程につなげる実習とする。	1・後	152				○		○	○		○
○		介護実習Ⅰ-③	介護実習Ⅰ-③では、利用者が地域で生活していくための支援体制を理解する実習とする。	2・前	32				○		○	○		○
○		介護実習Ⅱ	介護実習Ⅱでは、介護実習Ⅰでの体験を踏まえながら、コミュニケーション技術や介護技術を用いて介護過程の展開を行う。	2・前	192				○		○	○		○
○		こころとからだのしくみⅠ	人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について学習する。グループワークやDVDを通して終末期や死についての介護および家族ケアを考える学習を行う。	1・前	60			○		○			○	
○		こころとからだのしくみⅡ	精神疾患を持つ人は近年増加している。精神疾患を学ぶことを通して、このような人たちへの共感、理解を深める。また、精神疾患をもつ人々への支援方法についても学ぶ。	2・後	30			○		○			○	
○		こころとからだのしくみⅢ	こころとからだのしくみの基礎的な知識をもとに、移動、身じたく、食事、排せつ、休息・睡眠等の生活場面ごとに、心身の機能の低下や障害が生活に及ぼす影響、変化に対する観察のポイント、医療職との連携のポイントについて学ぶ。	2・後	30			○		○		○		
○		発達と老化の理解	発達の観点から老化を理解し、老化に関する身体機能や心理の変化に関する基礎知識を習得する。	1・通	60			○		○		○		
○		認知症の理解	認知症に関する基礎知識を理解するとともに、認知症のある人の意思表示の困難さや認知症特有の世界を理解し、本人と家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。	2・通	60			○		○			○	
○		障害の理解	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。	2・後	60			○		○			○	
○		医療的ケアⅠ	医療的ケアを安全、適切に実施するために必要な知識を習得する。医療的ケアの基礎が理解できる。喀痰吸引、経管栄養について必要な知識を身につける。	1・通	68			○		○		○	○	

○			医療的ケアⅡ	医療的ケアを安全、適切に実施するために必要な技術を習得する。医療的ケアの基礎が理解でき、喀痰吸引、経管栄養について必要な知識を身につけ実施できる。	2・前	60				○		○		○	○	
合計				40 科目	2,024 単位時間(単位)											

卒業要件及び履修方法				授業期間等	
学則別表1（教育課程）に規定されたすべての科目を修了する。 科目毎に試験の成績、平素の出席状況等を総合評価して履修認定を行う。 修業年限は2年として、4年を超えて在学することはできない。				1 学年の学期区分	2期
				1 学期の授業期間	15週

（留意事項）

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。